

議第95号

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例の制定について

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例

京都市区の所管区域条例の一部を次のように改正する。

南区の所管区域中「吉祥院石原東之口」を「吉祥院石原東之口町」に改め、「吉祥院石原南,」及び「, 上鳥羽花名」を削り、「上鳥羽町田」を「上鳥羽町田町」に改め, 「, 上鳥羽塔ノ本」を削り, 「上鳥羽藁田, 上鳥羽鴨田」を「上鳥羽藁田町, 上鳥羽鴨田町」に改め, 「上鳥羽岩ノ本町」の右に「, 上鳥羽北岩ノ本町, 上鳥羽南岩ノ本町」を加え, 「上鳥羽大溝」を「上鳥羽大溝町」に, 「上鳥羽卯ノ花, 上鳥羽中河原, 上鳥羽麻ノ本」を「上鳥羽卯ノ花町, 上鳥羽中河原町, 上鳥羽麻ノ本町」に, 「上鳥羽金仏, 上鳥羽馬廻」を「上鳥羽金仏町, 上鳥羽馬廻町」に, 「上鳥羽戒光,」を「上鳥羽南戒光町,」に改める。

附 則

この条例は, 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

提案理由

土地区画整理事業の施行に伴う町の設置等に伴い, 規定を整備する必要があるので提案する。